

別添8

新規就農優先枠により実施する事業

第1 事業の内容

地域の畜産経営資源の円滑な継承等を通じた地域の畜産生産基盤の維持・強化を図るため、新規就農者の初期投資の負担を軽減する優先枠を設けるものとする。

第2 新規就農優先枠における特例

本優先枠の内容は別紙1－1に準ずるものとし、第3の畜産クラスター計画に位置付けられた以下の1から3までの取組に限り支援対象とするものとする。

1 施設等の整備における特例

- (1) 別紙1－1の第1の1の施設等の整備を行う者は、以下のアからウまでに掲げる全ての要件に該当する者とする。
 - ア 新たに畜産経営を開始する者
 - イ 別紙1－1の第3の(1)から(4)までのいずれかに該当する者
 - ウ 別紙1－1の第6の2の(2)の中小規模経営
- (2) 本優先枠における補助対象施設は、別紙1－1の第1の1の施設及び別表1の放牧関連施設とし、別紙1－1の第1の1の施設等の整備に当たっては、同第7の13の規定に関わらず、特認事業費を補助対象の上限とすることができるものとする。
- (3) 別紙1－1の第1の1の(5)の施設の補改修を実施する場合、別紙1－1の第7の10の規定に関わらず、既存施設の撤去に要する経費を補助対象とすることができるものとする。
- (4) 別紙1－1の第4の2の施設等及び家畜の貸付けについては、別紙1－1の第3の(6)から(10)までのいずれかに該当する貸付主体(ただし(9)については、農業協同組合及び農業協同組合連合会に限る。)が、施設等の整備又は当該整備に併せた別紙1－1の第1の2の家畜の導入を行い、(1)のアからウの要件をすべて満たす借受者に貸し付ける場合に限ることとする。
- (5) 本優先枠における施設等の整備に係る事業費の上限は、2億円とする。

2 家畜の導入における特例

第2の1の(1)の者が、以下のア又はイに掲げる場合に家畜を購入する取組に対し、その購入に要する経費の一部を補助するものとする。この場合における補助対象基準及び補助率は、別紙1－1の別表1の区分の欄の2の家畜の導入に関する補助対象基準及び補助率の欄に掲げる規定を準用する。この場合において、同欄の3のアは適用しないものとする。

- ア 別紙1－1の第1の1の(1)に掲げる施設の整備又は補改修を行い、かつ当該施設において購入した家畜の飼養を行う場合。
- イ 後継者不在経営体(子等の後継者が不在であるため第三者に畜舎・家畜等の経営資源を継承する意向のある経営体をいう。以下同じ。)から取得した別紙1－1

の第1の1の(1)の施設の補改修を行う場合であって、後継者不在経営体が飼養する家畜を継承施設と一緒に継承して購入する場合。

3 後継者不在経営体の経営資源を円滑に継承するための特例

第2の1の(1)の者が、後継者不在経営体が持つ畜舎等施設、農用地、施設用地、作業機械、家畜その他の経営資源を継承する場合は、別表2に定める取組の内容に対し、同表に掲げる補助率を適用することができるものとする。

別表1(第2の1の(2)関係)

区分	補助対象基準	補助率
1 施設等の整備		
(6) 放牧関連施設	1 放牧の取組に必要な施設であり、放牧地に固定するものに限る。 2 既存施設の補改修は除く。 3 整備する施設は、次のとおりとする。 牧柵（木柵、電気柵、ネット柵、金網柵（ロール状）、ワイヤーメッシュ柵（パネル状）等）	1／2以内

別表2(第2の3関係)

取組の内容	補助率
1 後継者不在経営体の経営資源を円滑に継承するための土地の測量や権利調整、登記手続きを土地家屋調査士や司法書士等に委託する経費。	定額、100万円以内